

健康増進法が改正されました

改正のポイント

- ① 「望まない受動喫煙」をなくすことをめざします。
- ② 受動喫煙による健康影響が大きい子どもや病気の人などに特に配慮します。
- ③ 施設・場所ごとに喫煙できる場所を明らかにするための標識が掲示されます。

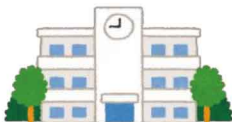
※規制になるたばこは、「紙巻きたばこ」「葉巻」「加熱式たばこ」です。

身近な施設はどのように変わります

学校・病院

敷地内禁煙

(屋外に喫煙場所設置可)



令和元年7月1日に施行済

飲食店・オフィス・事業所

原則屋内禁煙

(喫煙専用室のみ喫煙可)



令和2年4月1日から施行

野外や家庭など

たばこを吸う場合は
周囲の状況に配慮が必要



喫煙できる場所には標識が掲示されているよ

(例)



喫煙可能場所への
20歳未満立ち入り
禁止のマーク

これらの標識がある場合は、20歳未満の人の立ち入りが禁止されています。



受動喫煙を知っていますか？

副流煙
(たばこの先から出る煙)



受動喫煙とは、他者の喫煙により生じた「副流煙」と「呼出煙」を吸うことをいいます。

たばこの煙には、ニコチン、タール、一酸化炭素以外にも70種類以上の発がん性物質が含まれていると言われています。



呼出煙
(たばこを吸う人が吐き出した煙)

たばこを吸った後30分間は、吐き出した息にも有害物質が含まれていると言われていますよ。



受動喫煙はどうしていけないの？

たばこを吸わない人も受動喫煙により、がんや脳卒中、心筋梗塞などのリスクが高まると言われています。



流産・早産
胎児の発育不良
低体重児の出生など

乳幼児突然死症候群(SIDS)
肺炎・気管支炎など

こんなことも受動喫煙につながります

たばこの煙に含まれる物質が、たばこを吸った人の髪の毛、衣類、部屋(車内)のカーテンやソファ、壁に付くことで、受動喫煙を引き起こすと言われています。サードハンドスモーク(三次喫煙)と呼ばれ、たばこの煙がなくなっても注意が必要です。



津市の現状は？

津市の1歳6か月児と3歳児の健康診査で保護者の喫煙状況を調べたところ、平成30年度は父親の約3人に1人、母親の約15人に1人がたばこを吸っていることが分かりました。

たばこを吸うときは、**子どもや妊婦が受動喫煙の影響を受けないように特に配慮**が必要です。

